

千葉県病院局における外国籍職員の任用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県病院局における日本国籍を有しない職員(以下「外国籍職員」という。)の任用に関し、必要な事項を定めることにより、適正な人事管理を確保することを目的とする。

(任用の制限)

第2条 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、次の各号に掲げる者以外の外国籍の者を任用できないものとする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に規定する永住者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、病院において医師、看護師、助産師及び看護補助員を任用する場合は、外国籍の者を任用することができるものとする。

第3条 前条に定めるほか、外国籍職員は、公権力の行使に該当する業務又は公の意思形成への参画に該当する職につくことはできないものとする。

2 前項の公権力の行使に該当する業務とは、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
- (2) 市民に対して一方的に義務や負担を課すこととなる業務
- (3) 市民に対して強制力をもって執行する業務
- (4) その他公権力の行使に該当する業務

3 第1項の公の意思形成への参画に該当する職とは、病院局の行政について、企画、立案、決定等に関与するものとして、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 専決又は代決をすることができる課長級以上の職
- (2) 病院局の基本施策の決定等(基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等をいう。)に携わる主査級以上の職

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。